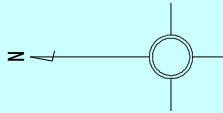


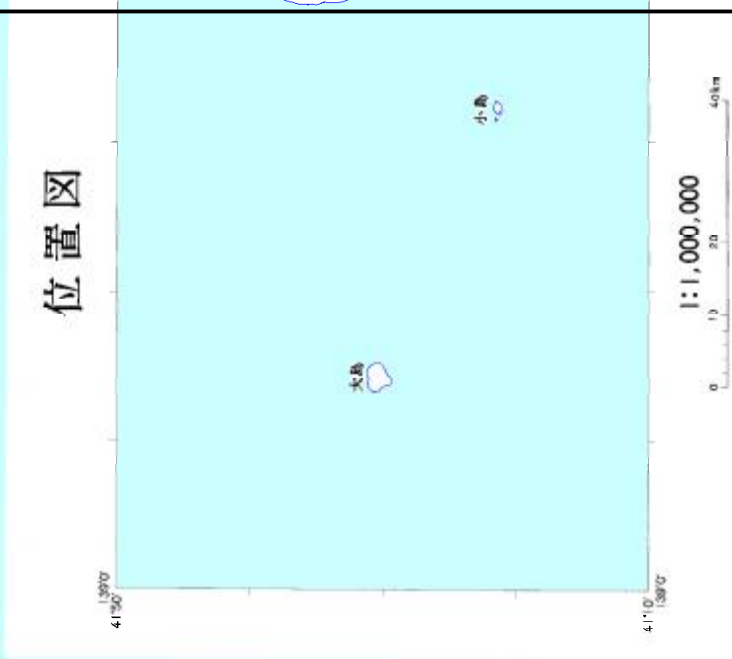
大島小島ゾーン(松前町大島, 松前町小島)

[illegible]

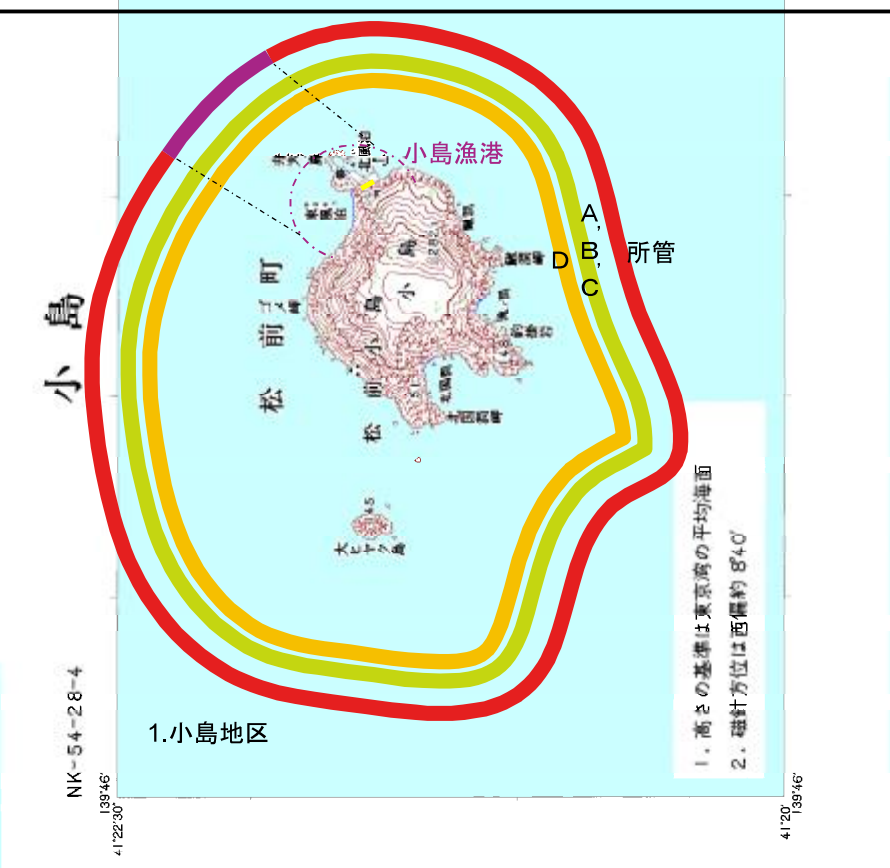
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
防	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸	胸壁
突	突堤(ヘッドラインを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
浜	人工海浜(養浜を含む)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊗	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域



位置図



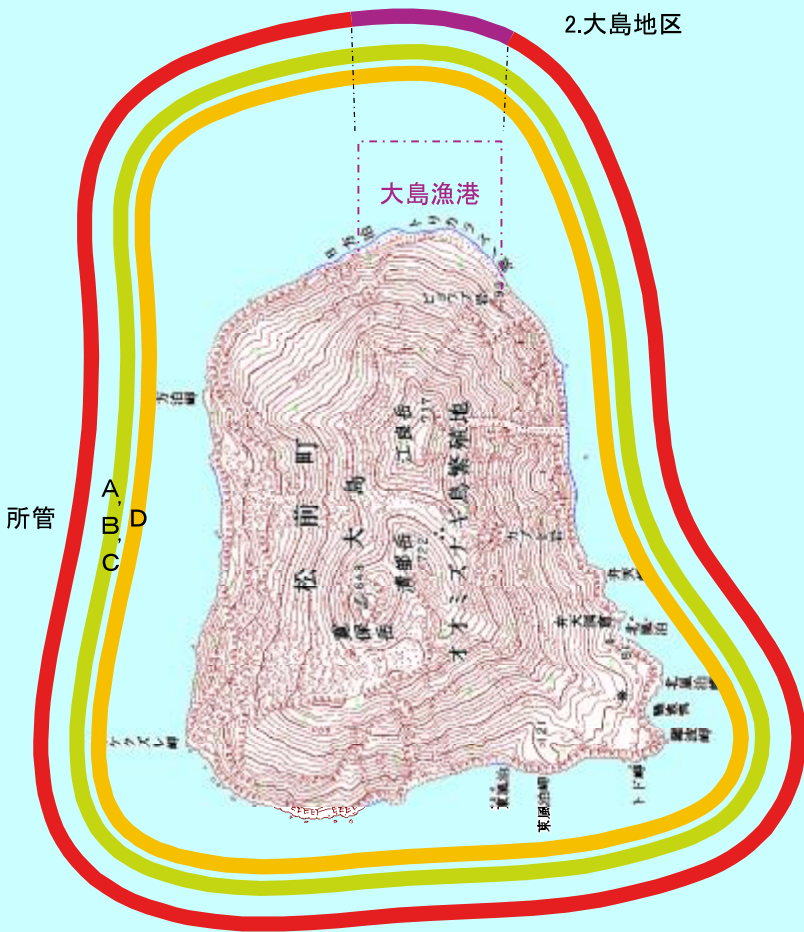
小島



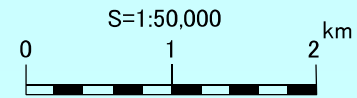
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農林振興局

松前海岸

2.大島地区



大島・小島ゾーン	
A	貴重な海鳥類の繁殖・生育地及び植生の自然環境に十分配慮する地域
B	優れた自然崖地海岸などの保全が必要であるため、 現況の自然海岸を残す地域
C	保存すべき貴重な自然環境に対して、一般市民の理解や 認識を深めるための啓発活動を支援する地域
D	釣り利用者等によるゴミの投棄など無秩序な利用による 環境への影響を最小限に抑える地域



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

大島・小島ゾーン

後志檜山沿岸
松前半島ゾーン(松前町白神岬～上ノ国町洲根子岬)

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項															受益の地域及びその状況	維持又は修繕の方法
		大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	市町村名	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「ー」	規模（現況）		規模（計画）						
			番号				事項	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m） 下段（）内は 設計津波水位				
松前半島ゾーン	1/4	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	松前町	3	白神	白神地先	水管理・国土保全局	①-1	突堤	◎	-	-	25	+5.3	松前町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。	
									白神漁港	白神地先	水産庁		消波堤	-	42	+2.0	42	+2.0		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
									4	荒谷	荒谷地先	水管理・国土保全局	①-2	離岸堤	◎	-	-	1,020		+3.9	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
								離岸堤						○	3基240	+2.9	3基240	+3.9		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。		
								護岸						○	1,260	+5.2～+5.8	1,260	+5.2～+6.8（+2.1）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
								消波堤						-	30	+1.9～+2.9	30	+1.9～+2.9		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。		
								大沢	大沢地先	水産庁		護岸	-	210	+4.9	210	+4.9（+2.1）	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												消波堤	-	28	+2.7	28	+2.7	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												離岸堤	-	1基100	+1.3	1基100	+1.3	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												6	朝日	朝日地先	水管理・国土保全局	護岸	-	560		+5.2～+5.9（+2.1）	560	+5.2～+5.9（+2.1）
								離岸堤	-	3基520	+1.8～+2.9					3基520	+1.8～+2.9	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。				
								朝日漁港	朝日地先	水産庁	①-3					直立護岸	○	300		+4.8	300	+5.3（+2.1）
直立護岸	-	258	+4.8	258	+4.8（+2.1）	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																
消波堤	-	95	+4.8	95	+4.8	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																
7	月島	豊岡地先	水管理・国土保全局	①-4	直立護岸	○	800	+4.6～+5.4（+2.1）	800	+5.6～+6.4（+2.1）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
					離岸堤	○	3基160	+2.1～+2.3	3基160	+3.1～+3.3	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。											
		松城地先～唐津地先	水管理・国土保全局	①-5	緩傾斜護岸	◎	-	-	170	+4.3（+2.1）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
8	福山	福山地先	水管理・国土保全局		護岸	-	130	+5.4	130	+5.4（+2.1）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
					離岸堤	○	1基30	+2.8	1基30	+3.8	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。											
9	松前港	唐津地先～博多地先	港湾局	①-5-1	護岸	○	390	+5.5	390	+6.5（+2.1）	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。											
		大磯地先	港湾局	①-5-2	離岸堤	-	5基287	+2.1～+2.8	5基287	+2.1～+2.8	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。											
1/4～2/4								館浜漁港	折戸地先～館浜地先	水産庁	①-6	離岸堤	○	1基45	+2.4～+3.1	1基45	+3.1～+4.1	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												離岸堤	-	1基260	+2.4～+3.1	1基260	+2.4～+3.1	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												護岸	○	555	+3.4～+3.9	555	+5.0（+2.7）	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
												消波堤	-	51	+3.4	51	+3.4	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
								館浜	折戸地先～館浜地先	水管理・国土保全局	①-7	護岸	○	930	+5.4～+7.7（+2.2）	930	+5.4～+8.7（+2.2）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												12	札前	札前地先	水管理・国土保全局	①-8	直立護岸	○	920	+4.9～+7.3（+1.9）	920	+5.0～+8.3（+1.9）
札前漁港	札前地先	水産庁	①-9	直立護岸	○	170	+4.9	170	+5.0～+5.9（+1.9）	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。												
			①-9	直立護岸	-	145	+4.9	145	+4.9（+1.9）	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。												
2/4								13	赤神	赤神地先	水管理・国土保全局	堤防	-	540	+7.1	540	+7.1（+1.9）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												護岸	-	30	+5.4	30	+5.4（+1.9）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
								14	静浦	赤神地先～静浦地先	水管理・国土保全局	①-10	離岸堤	◎	-	-	880	+2.0	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。			
													護岸	○	880	+4.8～+5.6	880	+4.4～+6.6（+1.9）	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
													消波堤	-	20	+3.7	20	+3.7	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時・パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。			
													静浦漁港	赤神地先～静浦地先	水産庁		護岸	-	261	+4.4～+5.6	261	+4.4～+5.6（+1.9）
消波堤	-	20	+1.8～+3.4	20	+1.8～+3.4	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																

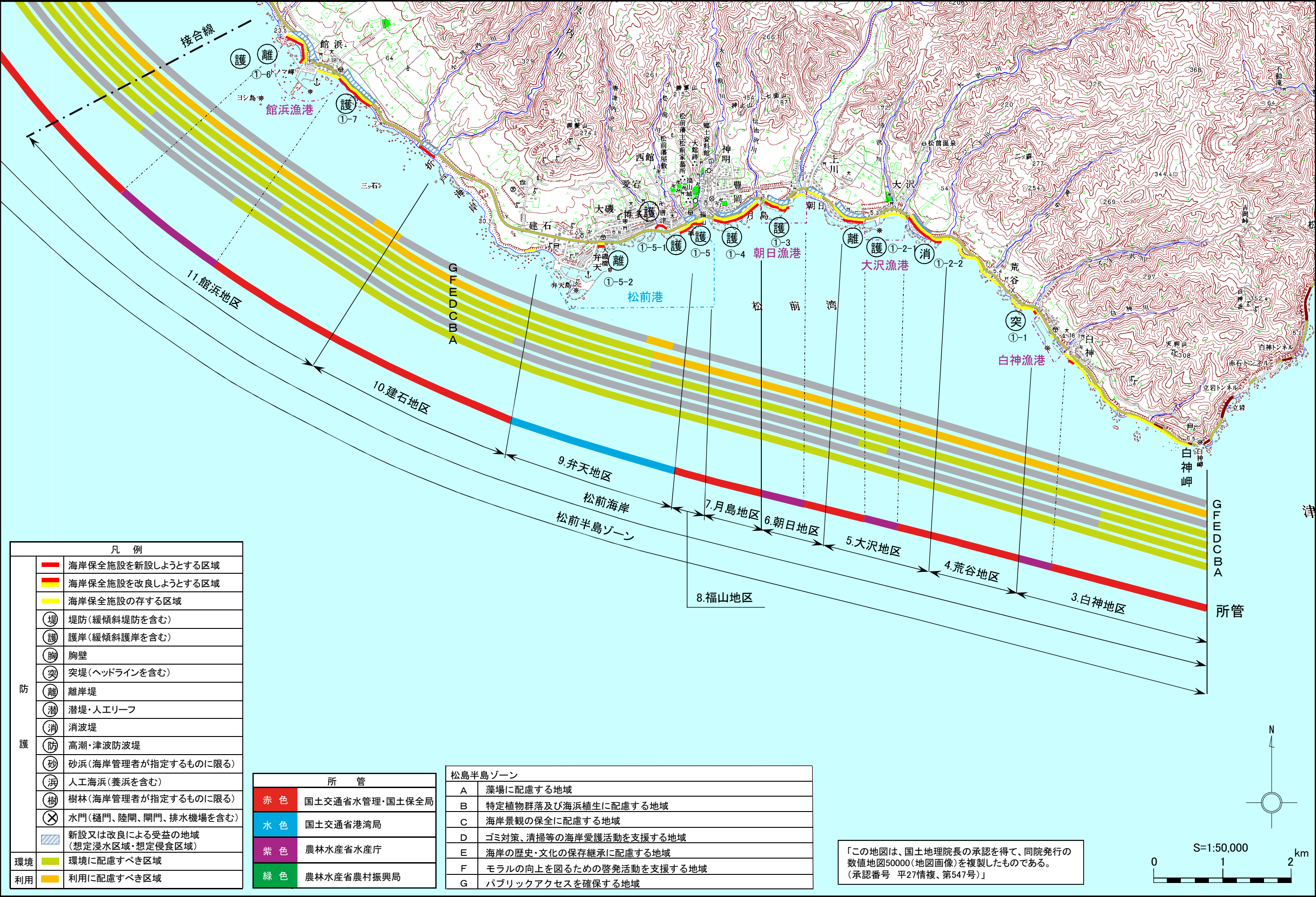
海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸
松前半島ゾーン(松前町白神岬～上ノ国町洲根子岬)

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項													受益の地域及びその状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		大項目	小項目			区域						種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		維持又は修繕の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			番号	事項	市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号	延長等			天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
														下段()内は 設計津波水位		地域	状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
松前半島ゾーン	2/4	防護	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

後志檜山沿岸
松前半島ゾーン(松前町白神岬～上ノ国町洲根子岬)

[illegible]

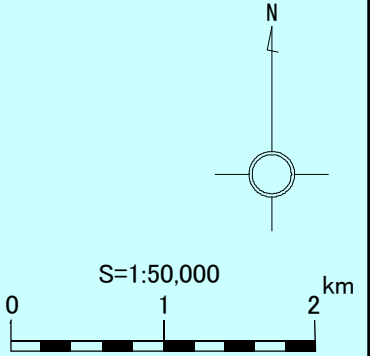


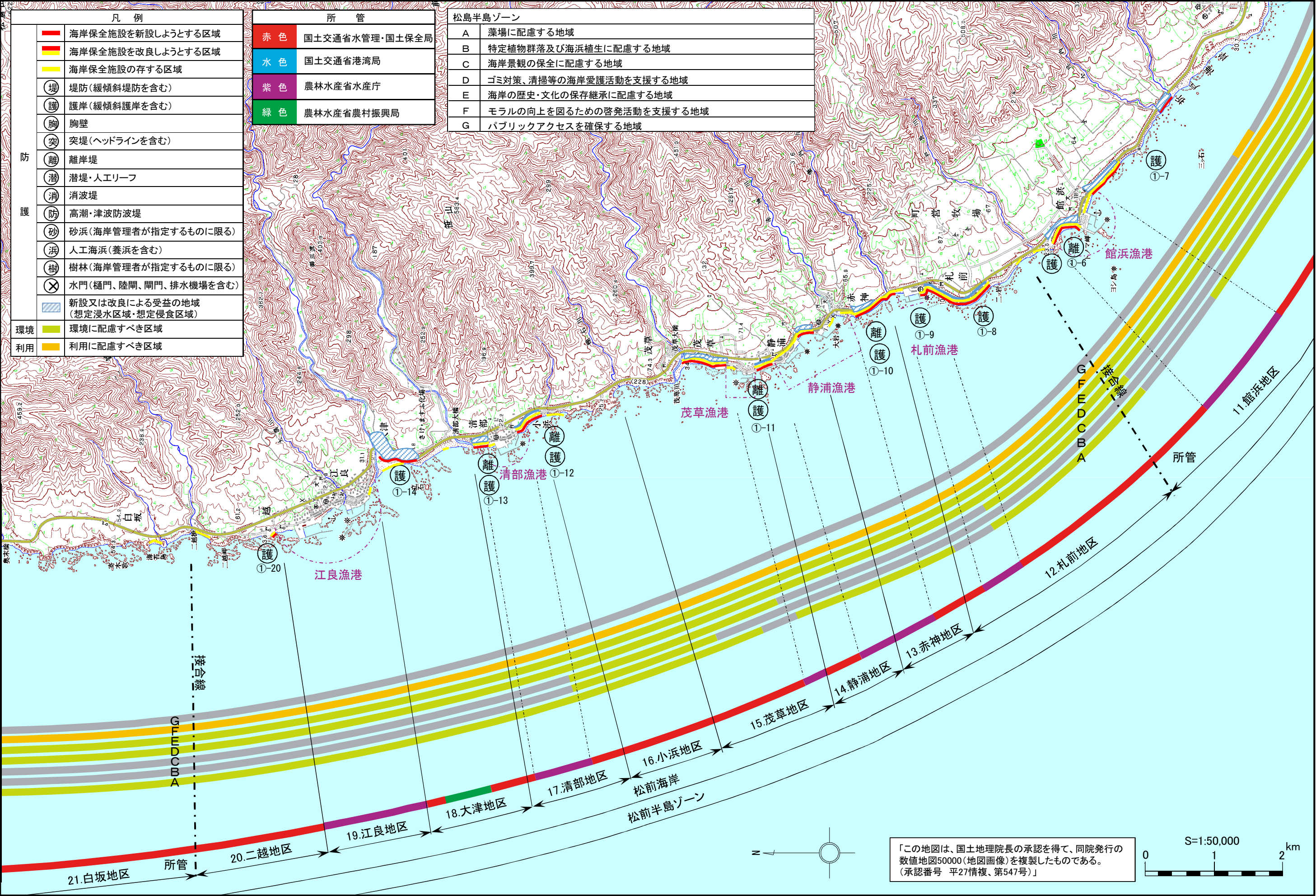
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドラインを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

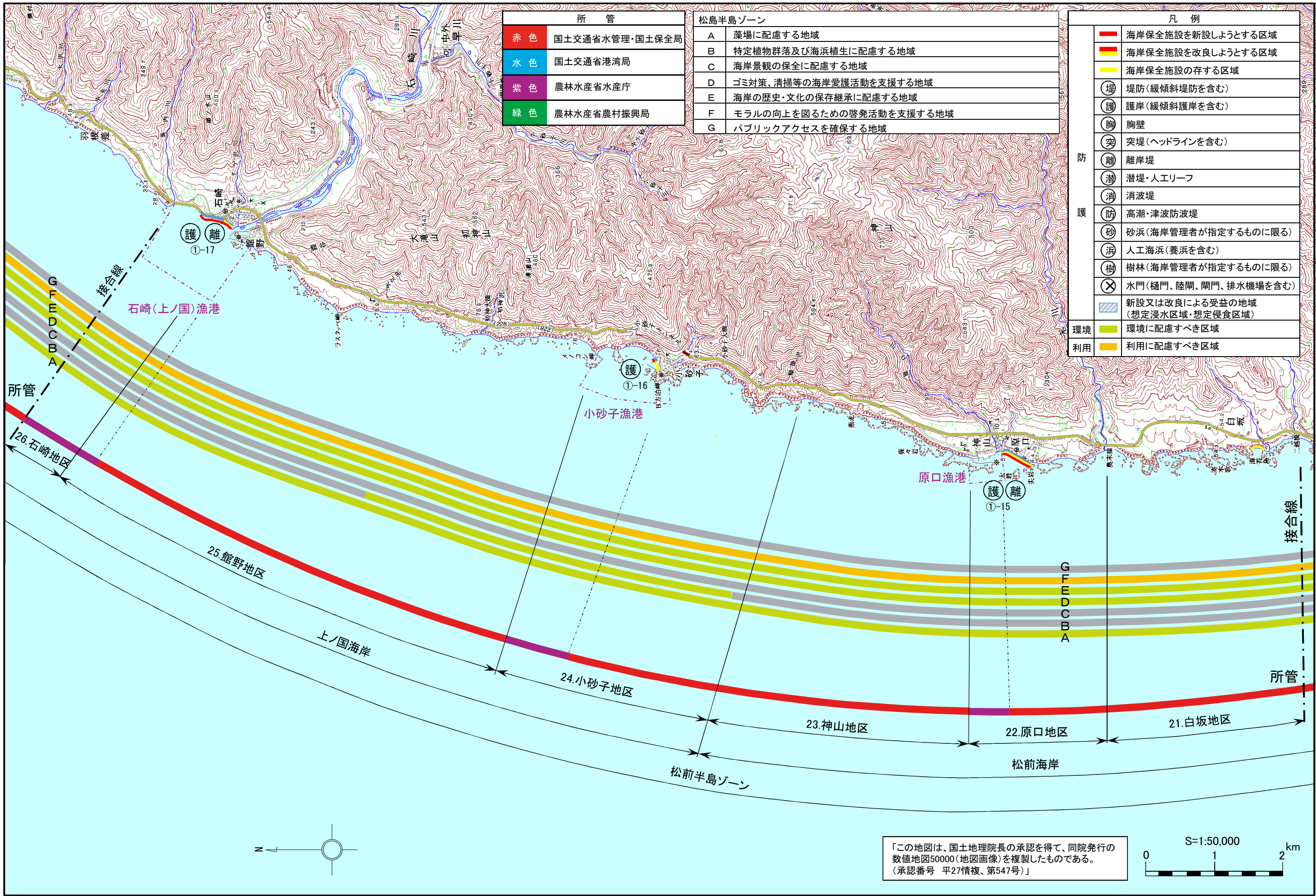
松島半島ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」





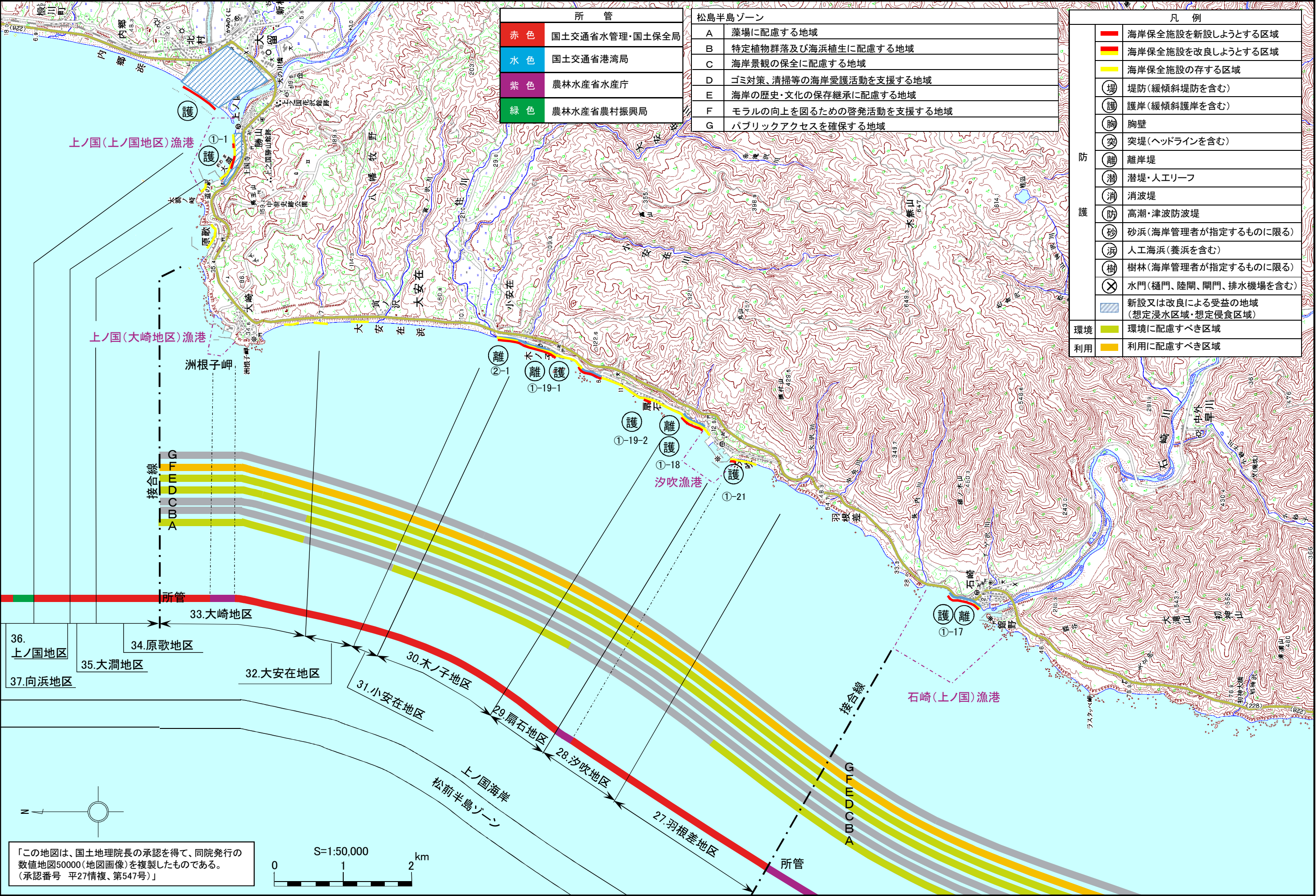
松前半島ゾーン 図面番号 2/4



所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

松島半島ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドラインを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



松前半島ゾーン 図面番号 4/4